

## 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2025（素案）に対する パブリックコメントの実施結果について

### 1 募集期間

令和2年11月14日(土)から12月7日(月)まで【24日間】

### 2 周知方法

- (1) 広報いたばし（11月14日号）
- (2) 区ホームページ
- (3) 障がい政策課、区政資料室及び各区立図書館における閲覧
- (4) 「パブリックコメント等区民参加情報配信制度」登録者への情報配信
- (5) 「区公式 Twitter」、「e モニター」及び板橋区統合アプリ「ITA-Port」での情報配信
- (6) 庁舎内の広告付電子掲示板での周知
- (7) 区立施設の指定管理者や小中学校に周知依頼
- (8) 区の開催イベント(障がい者週間記念行事、ダイバーシティフェア)でのチラシ配付

### 3 件数

27件・11人（FAX8人、Web提出3人）

### 4 意見の概要と区の考え方

No.	項目	意見の概要	区の考え方
1	全体	「誰一人取り残さない」SDGsの理念のもと、すべての人が住みやすくなることを望む。	SDGsの理念を踏まえて、すべての人がくらしやすいまちをめざすユニバーサルデザインを推進していきます。
2	指針1 (ひとに関する こと)	ユニバーサルデザイン啓発パンフレット「まちのなかで気づくかな？」(以下「パンフレット」)を拝見した。 白杖を掲げている方が助けを求めているサインとは知らなかったため、そのサインを見かけたときには、役に立ちたい。	白杖SOSサインは、視覚障がいのある方が困っているサインです。お見かけになった際は、「何かお手伝いしましょうか」と声をかけていただくようお願いいたします。 パンフレットには、白杖SOSサインのほか、様々な対応方法が記載されています。ユニバーサルデザインの実践につながるよう、引き続き普及啓発や人材育成にパンフレットを活用していきます。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
3	指針1 (ひとに関する こと)	新たにパンフレットを作成する場合には、高次脳機能障がい・難病・精神障がい・知的障がい・発達障がいなど、外見からはわからない障がいの実態も学べるものを望む。	ユニバーサルデザインの普及啓発を進めていく中で、外見からではわからない障がいの実態も学ぶことができるような取り組みを検討します。
4	指針1 (ひとに関する こと)	障がい者の理解啓発において、肢体不自由、聴覚、視覚障がいのある方は比較的理解されやすい。一方、知的障がいのある方については理解されづらいため、疑似体験等を通して理解が深まることを望む。	多様な立場を理解することができるよう、「ユニバーサルデザイン研修」や「子どもに対するユニバーサルデザインの普及啓発」などの計画事業を進める中で、ご意見のあった視点を踏まえて検討します。
5	指針1 (ひとに関する こと)	ユニバーサルデザインはハード面に偏りがちだが、指針1にソフト面を挙げていることは評価できる。	引き続きハード・ソフト両面から最適な手法をめざし、ユニバーサルデザインの取り組みを進めていきます。
6	指針1 (ひとに関する こと)	ユニバーサルデザインは、もし「子どもだったら」「障がい者だったら」など、他者の立場に立ち想像できる人がどれだけいるかが重要となる。そして他者の立場を想像する時には、その他者を理解することが欠かせない。子どもの立場は多くの方が経験しており、また高齢者は数が多く、理解も比較的容易である。一方、障がい者は理解されにくい現状がある。 特に、多様な立場の方を理解する学びの機会を充実するためには、子どもに対するユニバーサルデザインの普及啓発が最も重要と考える。区立小中学校と連携した、障がい者理解のための学びの機会の充実を期待する。	多様な立場を理解するためには、考えが柔軟な子どもの頃からその機会を増やしていくことが大切だと考えます。 子どもが多様な立場の方を理解し、ユニバーサルデザインの理解を深めることができるよう、「子どもに対するユニバーサルデザインの普及啓発」などの計画事業を通じて、その機会を充実させていきます。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
7	指針2 (まちの くらし に関する こと)	車いす使用者が利用できるトイレなどの場所を検索できるアプリが作られることを望む。	板橋区では、ホームページに用意した地図を利用して、公共施設や商業施設などの位置やバリアフリー設備の情報などを調べることができる「いたばしバリアフリーマップ」を管理・運営しています。 同マップは、スマートフォンなどを活用し位置情報と連携することで、近くのバリアフリー設備のある施設を検索することができますので、ぜひご利用ください。
8	指針2 (まちの くらし に関する こと)	駅を利用する際、ホームドアに車いすスペースの案内がなく不便に感じたため、表示されていることを望む。	車いすスペースの案内がだれもがわかりやすい場所へ掲示されるよう、機会をとらえて鉄道事業者へ伝えていきます。
9	指針2 (まちの くらし に関する こと)	板橋区民の交通ルールが見直されれば、車いす使用者をはじめとしてだれもが安全に横断歩道などを渡ることができるのではないかと。	「自転車利用ルール推進」や「小学生自転車運転免許証交付事業」、「ユニバーサルデザインガイドラインの更新」などの計画事業を通じて、区民に対する交通ルールの周知や車いす使用者が移動する際の不便さに対する理解促進などを進めていきます。
10	指針2 (まちの くらし に関する こと)	情報の伝達がインターネットに偏りつつある中、パソコンを持たない人が情報弱者となっている。ユニバーサルデザインの推進にあたり、情報支援の取り組みと発信の両方が必要と考える。	「広報いたばしのユニバーサルデザイン化」などの計画事業を通じて、区の情報紙媒体やアプリなど多様な方法で受け取ることができる取り組みを進めていきます。
11	指針2 (まちの くらし	「会議・イベント等に参加できる環境整備の推進」が予定されているが、情報のユニバーサル化を	ユニバーサルデザインの観点から、情報格差の生じないような様々な手法を検討します。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
	に 関 す る こと)	考える時に、失語症者向け意思疎通支援者など、新たな手法の導入を期待する。	
12	指針 2 (まちの くらし に 関 す る こと)	福祉避難所の整備にあたっては、福祉避難所の開設・運営訓練を幅広い世代で実施し、多くの人に参加できることを望む。	福祉避難所の整備にあたっては、より多くの方のご意見や状況を踏まえることが大切だと考えます。 一方で、避難所の受け入れ態勢を確保することや、運営の質を向上することが重要であることから、まずは施設と連携した避難訓練を進めていきます。
13	指針 3 (まちの 空間に 関 す る こと)	商業ビルのだれでもトイレを利用した際、便器の両側にある手すりが短く、使用できなかった。 そこで、新設されるトイレのデザインはどのように決められるのか知りたい。	原則、建築物が新築される場合は、車いす使用者等が利用しやすいようバリアフリー法令等の基準に適合させることとなります。 一方で、法令等の基準だけでは、だれもが利用しやすい設備とはならない場合もあると認識しております。 「ユニバーサルデザイン事例集の設置・活用」などの計画事業を通じて、区や事業者が実施したユニバーサルデザインの好事例を広く公開・共有することで、だれもが利用しやすい整備が進むよう働きかけてまいります。
14	指針 3 (まちの 空間に 関 す る こと)	商業ビルにだれでもトイレが2か所あったが、どちらも同じデザインだった。 だれでもトイレは多様な方たちが利用するものなので、新設するときには様々なタイプのものをつくってほしい。	多様な方が利用しやすいトイレ整備の重要性については、区としても認識しております。 平成27年に竣工した板橋区役所本庁舎南館の1・2階のだれでもトイレは、どちらに片麻痺があっても利用可能なように右勝手・左手の2室を設置したり、大型シート（ユ

No.	項目	意見の概要	区の考え方
			<p>ユニバーサルシート) を設置したりするなど、多様な方の利用に配慮したトイレ整備をしております。</p> <p>また、今後整備していく公共施設についても、「ユニバーサルデザインチェック」などの計画事業を通じて、だれもが利用しやすいトイレ整備を進めていきます。</p>
15	指針3 (まちの空間に関する こと)	<p>トイレなど、設置したものを利用したうえでの使い勝手を把握し、改善していくことが大切だと考えるので、その視点も考慮してほしい。</p>	<p>計画事業である公共施設の「ユニバーサルデザインチェック」は、計画・設計・竣工後評価のタイミングで実施します。チェック事業を通じて多様な方の利用実態を把握し、改善につなげていきます。</p>
16	指針3 (まちの空間に関する こと)	<p>エレベーターが狭いと、車いす使用者が何台も入れない事がある。また、車いすの人だけでエレベーターが一杯になり、他の人が入れなくなってしまうこともある。</p>	<p>エレベーターの昇降の場面において、混雑時など車いす使用者やベビーカー利用者などが乗り降りしづらく困ってしまうことがあります。</p> <p>「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン」やパンフレットでは、車いす使用者がエレベーターに乗降する際の困難さなどを整理しています。</p>
17	指針3 (まちの空間に関する こと)	<p>狭いエレベーターだと車いすが旋回できないが、一方通行が可能なエレベーターだと使いやすと感じる。</p>	<p>引き続きエレベーターの利用ルールやマナー等を含めて普及啓発を行うとともに、車いす使用者が利用しやすいエレベーターの設置を検討していきます。</p>
18	指針3 (まちの空間に関する こと)	<p>段差のある道路は通りにくく、段差につまずいて転倒してしまう恐れがある。</p>	<p>道路内に段差があると、車いすやベビーカーなどの移動の妨げになる一方、段差がないと、視覚障がいのある方は、車道と歩道の区別がつかず車道へ飛び出してしまう危険</p>

No.	項目	意見の概要	区の考え方
19	指針3 (まちの空間に関する こと)	車いす使用者やベビーカー使用者は、坂が多いと前に進むのが大変だが、視覚障がいのある方にとっては、段差が必要だと思う。車通りの多い場所には、段差があってもよいと感じる。	性があります。 そこで、歩道の段差改善の際には、車いすやベビーカーなどのスムーズな通行を可能としながら、視覚障がい者が歩道と車道を認識しやすい「板橋型BFブロック」の設置を進めています。
20	指針3 (まちの空間に関する こと)	狭い道路では、車いす使用者が歩行者、自転車、ベビーカーなどとすれ違えない可能性がある。特に多くの人を通る場所では、混雑によりなかなか前に進めないの で困る。	また「無電柱化の促進」、「自転車通行空間の整備」などの計画事業を通じて、だれもが移動しやすい歩行空間となるよう取り組んでいきます。
21	指針3 (まちの空間に関する こと)	電動車いすを使用している。電動車いすで外出すると、帰宅途中にバッテリーが切れないか心配になる。もし、電動車いすや自転車のバッテリーが充電できる場所があると、安心して外出できる。	移動環境のユニバーサルデザインを整備するにあたり、多様な交通手段による移動が求められています。 ご意見のありました電動車いすをはじめ、電気自動車など移動に充電が必要な乗り物も多くありますので、公共施設における充電スペースのあり方を含めて検討します。
22	指針3 (まちの空間に関する こと)	パニック状態になった際、気持ちを静める場所「クールダウン・カームダウン」の部屋が国立競技場や空港に、障がい者の異性介助やLGBTの方に配慮した「男女トイレ」が国立競技場にそれぞれ設置された。 同様の設備が、区内の新規施設にも設置されることを望む。	「クールダウン室」や「男女共用トイレ」をはじめ、様々な方が社会参加できる環境を整える設備については、ユニバーサルデザインの観点から非常に有用であると認識しています。 公共施設の「ユニバーサルデザインチェック」などの計画事業を通じて、施設整備の方向性などを踏まえ、当該施設の設置や代替えスペースの確保などについて検討しています。 今後もユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めていきます。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
23	指針4 (しくみに関すること)	「ユニバーサルデザインアドバイザー」を活用すると、どのような流れでデザインが決まるのか。どの時点でアドバイザーが関わるのか教えてほしい。	ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設整備(ハード)や事業(ソフト)の実施に向け、ユニバーサルデザインの先進事例や最新の研究結果に基づいた助言・指導を得るため、外部の有識者をアドバイザーとして設置しています。 施設整備計画を策定するにあたって、原則は基本設計の段階でアドバイザーによる相談を実施しています。
24	指針4 (しくみに関すること)	ユニバーサルデザインは、作る前からできるだけ多様な立場の人が使いやすいものを選び作るがあるが、この考えをチェックするしくみがあるのか知りたい。	「ユニバーサルデザインチェックの実施」などの計画事業を通じて、設計の初期段階から、多様な方の利用を想定して計画することで、だれもが利用しやすい公共施設となるよう取り組みを進めていきます。
25	指針4 (しくみに関すること)	必ずしも所属団体がある人ばかりではないので、個人の意見をくみ取ることができるしくみを望む。	今回実施したパブリックコメントのほか、「いたばしタウンモニター・eモニター」を実施し、多くの区民の意見を収集できるよう取り組んでいます。 また、区民の皆様から直接、ご意見等をお聞きし、区政に反映するために、「区長への手紙」制度を設けております。
26	指針4 (しくみに関すること)	計画事業に「ユニバーサルデザインに関するアンケート調査の実施」とあるが、紙面だけでなくホームページでも回答できると、アンケートの回答も増えるのではないか。	今後アンケート調査を実施する際には、紙面だけでなく、区ホームページのアンケート機能を活用するなど、様々な媒体で回答できるよう検討します。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
27	その他	<p>ユニバーサルデザイン推進協議会の傍聴申し込みに関するホームページの案内に、配布資料を持ち帰る場合には有料となる旨の注意書きが記載されている。その記載よりも、障がい当事者にとっては、合理的配慮の表記の方が大切である。例えば、下記のように記載してはどうか。</p> <p>「手話通訳・要約筆記、ヒアリンググループの設置、点字版・拡大版資料をご希望の方は、○月○日（○曜日）何時までに、電話又はFAXで障がい政策課ユニバーサルデザイン推進係へお申し込み下さい」</p> <p>傍聴時の資料を持ち帰る場合の注意記述は、庁内でも障がい政策課のみである。他の部課で開催される公開会議等の傍聴案内には、有料の注意書きも障がい者に対する配慮記述も記載がない。</p>	<p>ご意見のありましたユニバーサルデザイン推進協議会における傍聴を希望する方に対しての注意書きについては、会議を傍聴する際のルールなどを事前に知らせるために案内しているものです。この他にも、傍聴を希望する方へ事前にお伝えすべきことを追加していきます。</p> <p>また、イベントや会議など、事業を主催する際には、事前にどのような配慮が行えるか検討・準備することが大切です。現在はホームページ上に配慮が必要な方は事前にご相談いただくよう案内しております。</p> <p>今後は、より多くの方が会議を傍聴できるよう、計画事業である「会議・イベント等に参加できる環境整備の推進」を進め、情報のユニバーサルデザインの視点を含めた事業が実施できるよう努めていきます。</p>